

## 大規模災害の被災地における復興係数の変更について

大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、本市において復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入しております。

一方で、国土交通省が定める復興係数が令和5年度より変更されることから、本市水道局における対応を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 適用対象案件

「土木工事標準積算基準書（これに準じた積算基準書含む。以下同じ。）」及び令和5年4月以降の仙台市単価等により予定価格を算出する案件

#### 2. 補正方法

「土木工事標準積算基準書」により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。※1、2)

間接工事費	補正係数	
	変更前	変更後
共通仮設費	1.5	<b>1.3</b>
現場管理費	1.2	<b>1.1</b>

※1 補正対象となる、共通仮設費率、現場管理費率は、施工地域補正等を考慮した値とする。

※2 現場管理費の補正にあたっては、共通仮設費の補正を踏まえた現場管理費対象額における現場管理費率を補正するものとする。

#### 3. お問い合わせ先

水道局 給水部 計画課 技術管理係 電話 022-304-0031

以上